

三春町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	19,733	5,991,719	267,438	1,324,109	22.1	19.7

(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

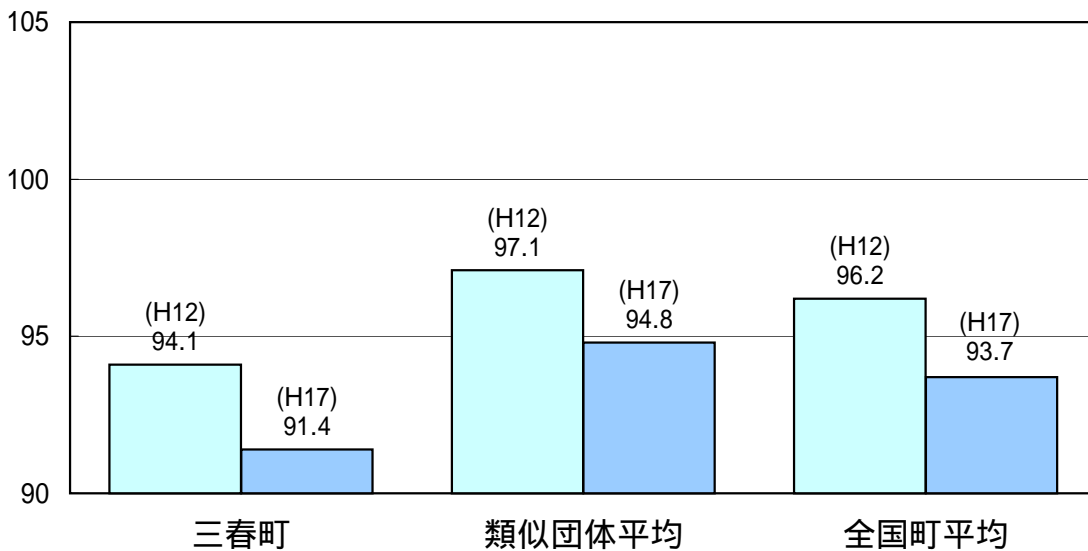
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	163	597,562	61,966	215,146	874,674	5,366

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 H17の三春町職員の給料月額額は4～5%をカットしていますが、この指数は、カット前の指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	43.5 歳	331,606 円	378,447 円
			355,082 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	43.3 歳	341,148 円	379,904 円
			365,212 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	54.4 歳	269,569 円	277,477 円
			276,900 円
国	47.9 歳	283,384 円	323,950 円
類似団体	48.9 歳	289,513 円	306,042 円
			300,336 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 三春町の給料は、月額4～5%カットしていますが、カットしている額は、期末手当で差引き調整しています。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		三 春 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	136,000 円	145,500 円	136,000 円	145,500 円
	中学卒	124,300 円	131,900 円	128,100 円	136,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

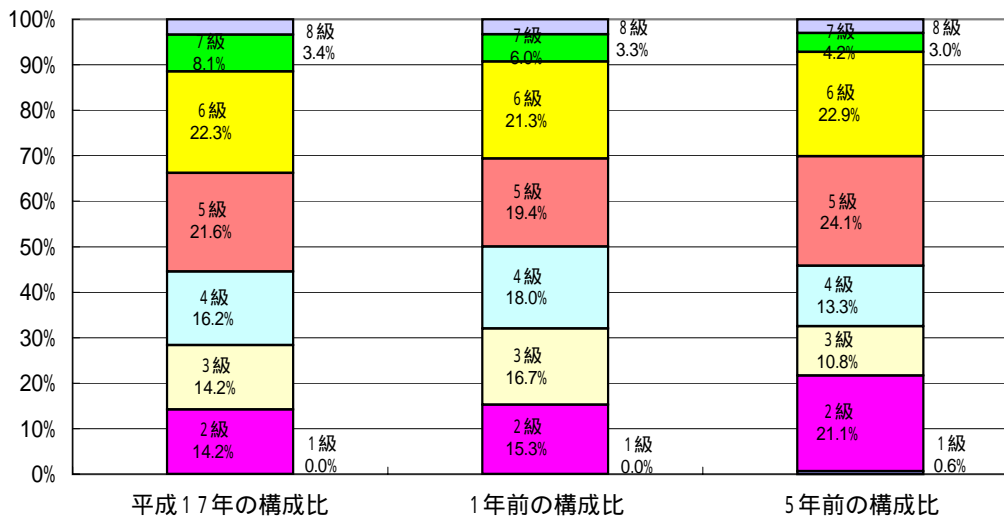
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,800 円	301,300 円	348,600 円
	高校卒	200,700 円	242,800 円	301,300 円
技能労務職	高校卒	195,400 円	225,700 円	260,700 円
	中学卒	177,700 円	207,100 円	237,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	課長	5人	3.4%
7級	課長・総括主幹	12人	8.1%
6級	主幹	33人	22.3%
5級	主任主査	32人	21.6%
4級	主査	24人	16.2%
3級	主査	21人	14.2%
2級	主事・技師(副主事・副技師)	21人	14.2%
1級	主事・技師(副主事・副技師)	0人	0.0%

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 161
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 23
	比 率 B / A	% 14.3
16年度	職 員 数 A	人 165
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 14
	比 率 B / A	% 8.5

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 春 町	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,320 千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

三 春 町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 有)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 4,769 千円 24,497 千円	

(注) 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	25,067 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	154 千円
支給実績(16年度決算)	31,412 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	190 千円

(注) 時間外勤務手当には選挙手当(H16=県知事選、参議院選、H17=衆議院選)が含まれています

(4) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合国の内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで それぞれ 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がいる場合の扶養親族のうち1人 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他 5,000円 ・16～22歳までの子1人につき 5,000円を加算 	同じ		17,554 千円	108 千円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額 - 9,500円 ・家賃20,500円以上 (家賃額 - 20,500円) × 1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) + 11,000円</p>	異なる	<p>(支給要件) ・国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・国は家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・国は家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円</p>	6,794 千円	42 千円
	<p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		<p>国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員を支給要件(支給額)1により算出される額の1/2の額</p>		
	<p>3 自宅 (支給要件) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者 (支給額) 2,500円ただし、新築又は購入した住宅にかかるものについては、当該新築又は購入した日から起算して5年間は3,500円</p>		<p>国はその所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの (支給額) 国の支給額は2,500円</p>		

通勤手当	(支給要件)通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・交通機関利用者 運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,200円～43,900円	異なる	国は55,000円以下については運賃等相当額 交通用具利用者 2,000円～24,500円	6,592 千円	40 千円
管理職手当	課長 20,000円 課長補佐・施設長16,000円	異なる	本省庁課長 25%～10%	3,312 千円	221 千円
寒冷地手当	支給地域(4級地) ・世帯主である職員のうち扶養親族のある職員 17,800円 その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円	同じ		0 千円	0 千円

(注) 寒冷地手当の支給期間は毎年11月から3月までの5か月間です。ただし、三春町はH16.11からH19.3の間は支給停止としています。

5 特別職の報酬等の状況(17年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	町 長	636,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	助 役	538,900	円	840,000 円 /	636,000 円	
	教 育 長	502,350	円	665,000 円 /	515,100 円	
報酬	議 長	310,000	円	345,000 円 /	271,000 円	
	副 議 長	246,000	円	286,000 円 /	229,000 円	
	議 員	224,000	円	276,000 円 /	209,000 円	
期末手当	町 長	(17年度支給割合)				
	助 役 教 育 長	3.3	月分			
退職手当	議 長	(17年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.3	月分			
退職手当	町 長	(算定方式)		(支給時期)		
	助 役	$636,000円 \times 在職月数 \div 48 \div 100$		任期毎に支給		
	教 育 長	$538,900円 \times 在職月数 \div 29 \div 100$		任期毎に支給		
		$502,350円 \times 在職月数 \div 20 \div 100$		任期毎に支給		

(注) 町長給料20%、助役及び教育長給料を15%カットしています。
また、議員報酬は、平成17年7月から5%カットしています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	一般行政部門	65	63	2	事務の統廃合縮小 退職職員の不補充
	福祉関係	63	63		
	小 計	128	126	2	
特 別 行 政 部 門	教育	37	36	1	教育一般事務の縮小に伴う減員
	小 計	37	36	1	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	4		下水道公社派遣職員の減員
	下水道	3	2	1	
	その他	8	8		
	小 計	15	14	1	
合 計		180	176	4	
		[205]	[205]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	8人	18人	17人	18人	16人	24人	29人	24人	22人	0人	176人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	162人

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

165人
